

(別添)

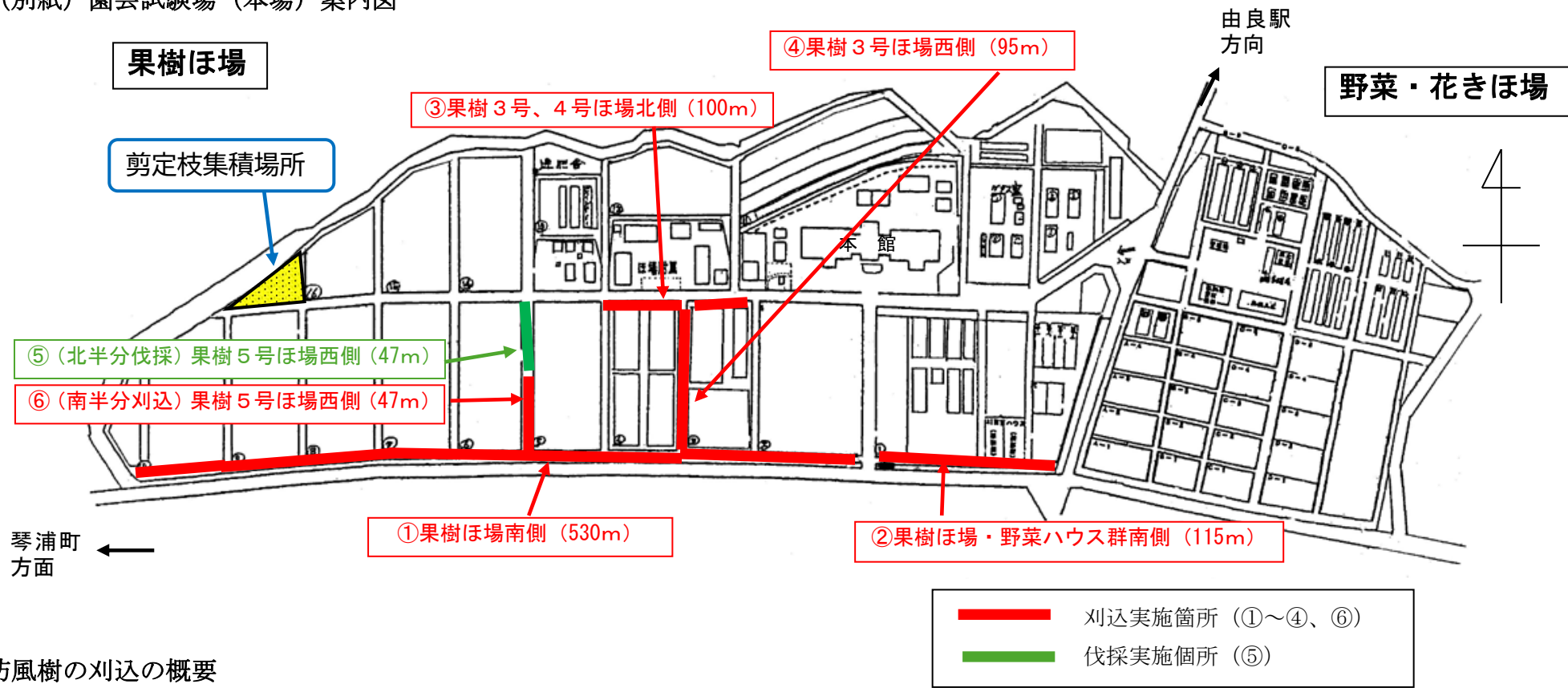
鳥取県園芸試験場防風樹刈込機械作業業務仕様書

- 1 業務の名称 鳥取県園芸試験場防風樹刈込機械作業業務
- 2 業務の期間 契約締結日～令和8年10月21日
- 3 業務の場所 鳥取県園芸試験場本場（東伯郡北栄町由良宿2048）
- 4 業務内容
 - (1) 防風樹の頭頂部及びサイドの刈り込み及び伐採を行う。
 - (2) (1)により発生した枝葉等は、指定した場所に堆積させる。
 - (2) 業務実施箇所及び概要については、別紙園芸試験場（本場）案内図に記載のとおりとする。
- 5 一般共通事項
 - (1) 諸法規の遵守
業務の実施は関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
 - (2) 業務責任者等
 - ア 受注者は作業従事者の中から、業務責任者と副業務責任者を選任し、作業中は作業現場にどちらかが常駐し、発注者との連絡調整を行うこと。
 - イ 業務責任者等は書面にて届け出ることとし、氏名・年齢・資格の写し・受注者との雇用関係を証明する書類を添付すること。なお、業務責任者等に変更があった場合も同様とする。
 - (3) 作業計画等
 - ア 業務の実施に先立って、作業計画書（作業実施体制、作業員名簿、緊急連絡体制、作業要領を簡潔に示したもの）を施設管理担当者（以下「係員」という。）に2部提出し、承諾を受けること。
 - イ 作業実施計画書を、作業日の10日前までに2部、係員に提出し承諾後、作業を実施すること。
 - ウ 作業の実施後、作業報告書（業務内容等により写真を添付）を係員に提出すること。
- 6 作業日時等
 - (1) 作業日時等は、次のとおりとし係員と十分協議の上、施設の運営に支障が生じないようにするとともに、施設の運営上、作業日時変更の必要が生じた場合は、協議の上、係員の指示に従うこと。
 - (2) 平日の午前8時30分から午後5時までの間に実施すること。
 - (3) 日曜日及び土曜日、国民の祝日に作業を実施する場合は、係員と協議を行うこと。

7 作業留意事項

- (1) 作業箇所・内容に応じ、適正な機械器具、材料等を使用し、施設等に損傷を与えないこと。
- (2) 作業実施のための必要な人員を確保し、作業に支障のないようにするとともに、臨機の作業に対応できる体制を整えておくこと。
- (3) 作業従事者に対し、次に掲げる事項を徹底させるとともに、作業要領等の十分な教育、訓練を行い、作業中の事故等の防止に努めること。
 - ア 服装は原則として受注者の定めるものとし、名札等を着用し作業すること。
 - イ 建物、器物等を破損した場合は、直ちに報告し、その指示を受けること。
 - ウ 使用機材の適正な管理を行うこと。
- (4) 使用機材、材料
 - ア 作業に使用する機材は省エネ、低騒音型等を使用し、環境に配慮すること。
 - イ 作業に使用する材料は、受注者の負担により購入すること。
- (5) 検査の実施
 - 業務完了後は係員立ち会いの上、発注者の検査を受けなければならない。
- (6) 業務委託料の支払
 - 委託料は業務完了後、完了検査終了後に支払うものとする。
- (7) 守秘義務について
 - 作業実施に際して知り得た個人情報等については、厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示、提示、漏らしてはならない。
- (8) 疑義
 - この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、係員と協議して定めるものとする。

(別紙) 園芸試験場（本場）案内図



防風樹の刈込の概要

① (530m)	頭頂部を 2.3m程度に剪定し、サイドは幅 1.2m程度に刈り込む。	- 各所の刈込の詳細については、現場で発注者の確認を受けること。 - 剪定、伐採等により発生した枝葉、幹等（以下「枝葉等」という。）については、本場案内図の「剪定枝集積場所」へ持ち込むこと。 ①及び②については、道路側面の側溝上面に枝が張り出さないように刈り込むこと。
② (115m)		
③ (100m)	頭頂部を 2.7m程度に剪定し、サイドは幅 1.7m程度に刈り込む。	
④ (95m)	頭頂部を 2.9m程度に剪定し、サイドは刈り込まない。	
⑤ (47m)	伐採	
⑥ (47m)	頭頂部を 2.7m程度に剪定し、サイドは幅 1.7m程度に刈り込む。	